

令和3年度インターネット・モニタリング事業企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、インターネット等への差別的な書込みが後を絶たないことから、悪質な書込みをモニタリング（監視）することとし、この業務を委託する事業者（民間企業、NPO等）を選定するための企画提案を募集する。

2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団・公益財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) インターネット・モニタリングに関する事業の実績を有する事業者等であること。
- (2) コンピュータシステムによって、インターネット上の在留外国人に対する悪質・差別的な書込み、部落差別の同和問題に係る悪質・差別的な書込み及び新型コロナウイルスに係る悪質・差別的な書込みをモニタリングする業務を遂行する能力を有する事業者等であること。（有人のみのモニタリングは不可、併用は可）
- (3) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある事業者等でないこと。
- (4) 事業の実施にあたり、公益財団法人兵庫県人権啓発協会（以下「協会」という。）との打合せなどに適切に対応できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

3 委託業務の内容

(1) コンピュータシステムによるインターネット・モニタリング

① モニタリング対象

- (ア) 兵庫県内の在留外国人に対する悪質・差別的な書込み（以下「在留外国人書込み」という。）
- (イ) 兵庫県内の部落差別等の同和問題に係る悪質・差別的な書込み（以下「同和問題等書込み」という。）
- (ウ) 兵庫県内の新型コロナウイルス感染症に係る悪質・差別的な書込み（以下「コロナ書込み」という。）

② モニタリング・メディア

次の（ア）から（エ）のメディアのうち、少なくとも3つは必須とする。

- (ア) 2ちゃんねる
- (イ) 5ちゃんねる
- (ウ) Yahoo!知恵袋
- (エ) Twitter

③ モニタリング実施日

各月の1日にモニタリングを行う。なお、前記実施日が土日・国民の休日等に該当する場合は、速やかに翌営業日に行う。

④ モニタリング対象期間

前月の1日から最終日までとする。

⑤ キーワードの登録

上記(1)①をモニタリングするために、県が指定する複数の「絞り込みキーワード」(注1)及び「除外キーワード」(注2)を登録できるようにすること。また、必要に応じて、県は「絞り込みキーワード」及び「除外キーワード」を随時、追加・変更できること。

(注1) 絞り込みキーワード：対象をモニタリングするに際し、検索するための兵庫県及び兵庫県内の市町名(神戸市は区を含む。市区町名を簡略化・平仮名化等したものを含む。)、悪質・差別的な言葉・単語等

(注2) 除外キーワード：対象をモニタリングするに際し、悪質な差別とは関係ない類似・紛らわしいもの等除外するのが適切な言葉・単語等

(2) モニタリング結果報告書の作成

① 結果報告書の作成等

上記(1)③の各月1日のモニタリングの結果を元に、同月15日付けで報告書を作成し、速やかに協会へ提出する。

② 結果報告書の内容・方法

(ア) 在留外国人書込み、同和問題書込み、コロナ書込みに分けて紙媒体で報告書を作成する。但し、紙媒体および光学記憶媒体で提出する。

(イ) 報告する内容は、モニタリング日、書込まれた日時、書込み内容全文、書込まれたインターネット上の情報の場所(メディア名・URL等)とし、調査期間中に新たに書き込まれたものに限る。なお、様式は協会と委託することを決定した事業者(以下「委託決定事業者」という。)で協議して決める。

(ウ) 書込みされている内容を、兵庫県内の市町ごとに区分して表示する。(

(エ) 協会に、確実に配達される方法で1部郵送する。

(結果報告書作成例)

「兵庫県内の在留外国人に対する差別的な書込み 5月分結果」
令和3年6月15日報告
モニタリング日 令和3年6月1日(月)
書込まれた日 令和3年5月22日(金)
書込み内容
〇〇市〇〇町の〇〇(氏名)は、〇〇であるから、早く祖国に帰れ。
2ちゃんねる http://www.aaa.bbb/ ・・・

(3) インターネット上の書込みに関する技術的相談への対応

協会のインターネットに係る一般的な技術的相談及びメディアに対する書込みの削除依頼等に関する技術的相談に対応すること。

4 委託条件

(1) 委託期間

契約締結日（令和3年4月1日予定）から令和4年3月31日まで

※3年を上限として、単年度ごとの契約更新が可能。

(2) 委託料

3,000,000円を上限とする（消費税を含む）

(3) 経費

① 対象となる経費

(ア) インターネット・モニタリングに要する経費（人件費、機器・機械等のリース又はレンタルに要する費用、消耗品費、旅費等）

(イ) 消費税及び地方消費税

上記（ア）の経費にかかる消費税及び地方消費税

② 対象外の経費

土地・建物の取得に係る経費、物品（パソコン等通常一年以上使用できる備品等）の購入や施設・設備を設置又は改修する経費、受託事業者等の本来業務に係る経費、飲食に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費。

(4) その他

再委託は原則として禁止する。ただし、あらかじめ協会と協議し、承諾を得た場合は認める。

5 応募

(1) 募集期間

令和3年1月8日（金）～令和3年1月15日（金）17時まで

(2) 提出書類及び部数

- ① 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部（押印したもの）
- ② 事業者等概要（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 企画提案書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ④ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑤ 誓約書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部（押印したもの）
- ⑥ 事業者等の概要が分かるパンフレット等の書類・・・・・・ 6部

(3) 提出方法

- ① 持参又は郵送により上記（2）①～⑥を令和3年1月15日（金）17時までに提出すること。（必着）

※郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9時から17時（12～13時を除く）とする。

(4) 提出先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研修部 担当：阪上

(5) 内容についての質問等

- ① 質問書（別紙）により、令和2年12月18日（金）15時までにFAXにより事務局へ提出すること
- ② 回答は、令和2年12月25日（金）までに行う。（関係者などへの確認を要する等期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする。）

(6) コンペ実施

令和3年1月末～2月中旬

(7) 結果通知

令和3年1月末～2月中旬

(8) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て応募する事業者等の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は非公開とする。なお、採用された企画提案書の記載内容については、提案者の承諾を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。

6 審査等

(1) 審査方法

- ① 審査は、企画提案書等の提出書類及び各業者の説明により行うものとする。
ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により企画案の提示・説明（プレゼンテーション）を実施しない場合等においては、各事業者から提出された企画提案書等に基づき審査を行う。
- ② 審査にあたっては、必要に応じて事前に提案事業者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
実施体制	インターネット・モニタリングを行うための、コンピュータシステムの内容（有人による目視でのモニタリングを併用する場合は、その方法及び人員体制）及び組織体制
報告書内容	3（2）②（ア）～（ウ）に係る報告書の表示内容
モニタリング実績	これまでの民間企業や自治体でのインターネット・モニタリングの実績
その他	インターネット・モニタリングに必要な技術力、予算見積りの妥当性等

(3) 審査結果の通知

審査結果は採否に関わらず、応募参加者全員に対して、書面により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次の事項に該当した場合は、審査対象から除外する。

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 委託決定の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、委託の決定を取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 協会は、委託の決定をした提案内容に基づいて、委託することを決定した委託決定事業者と事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は協会において示す。
- (3) 契約の相手方となる委託決定事業者は、会計処理規程第 33 条の規定に基づき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。
ただし、兵庫県財務規則第 100 条第 12 項ただし書に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

8 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を協会に提出する。
- (2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

10 委託料の支払い

- (1) 委託費は原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (2) 上記にかかわらず、事業の遂行上必要と認める場合は、概算払いを行うことができる。概算払いの金額は協会が決定する。なお、実際に事業に要した経費が概算払いをした金額を下回った場合は、既支払額との差額について、返還を求める。
- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、協会が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

11 留意事項

- (1) 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。協会と委託決定事業者との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、本要項及び採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、協会と協議し、その指示に従うこと。

- (2) 委託決定事業者は、本事業が兵庫県から委託を受けた協会との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (3) 委託決定事業者は、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 委託決定事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (5) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、委託決定事業者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (6) 委託決定事業者は、事業の受託により得られた情報に関して、委託事業終了後においても守秘義務があること。また、情報セキュリティ対策を講じることとし、情報を保持する場合は、適切に保管すること。
- (7) 委託決定事業者は、事業実施に際して、協会と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、協会と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 令和4年度に協会が同事業を実施する場合、令和4年度の委託業者が必要となる引継を全て行うこと。
- (9) この募集要項に記載する内容については、コンペの対象となる調達にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力が生じる。

12 事務局

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目2番15号
公益財団法人兵庫県人権啓発協会研修部 担当：阪上
電話：078-242-5355 F A X：078-242-5360